

事務連絡
平成22年4月21日

各府省ご担当者 殿

内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室

情報公開制度の改正の方向性に関する職員の声募集の周知（依頼）

ハトミミ「職員の声」に関しまして、日頃よりご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、政府が保有する情報を開放し、意思決定過程の透明化を図ることにより、政府の公正な意思決定とより広く国民の行政への参加を促すことを目的とした枝野内閣府特命担当大臣（行政刷新）を座長とする「行政透明化検討チーム」が開催され、情報公開制度の改正の方向性に関して「職員の声」を募集することいたしました。

つきましては、添付資料をご参照のうえ、貴省庁職員及び所管独立行政法人の役職員の方への周知方お願ひいたします。（周知対象者は、地方公務員を除き、昨年12月1日付事務連絡にてお願いした範囲と同じでお願いいたします。）

添付資料

- 1 意見募集フォームへのアクセス方法
- 2 「職員の声」募集要領
～情報公開制度の改正の方向性についての意見募集～

【連絡先】

内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室

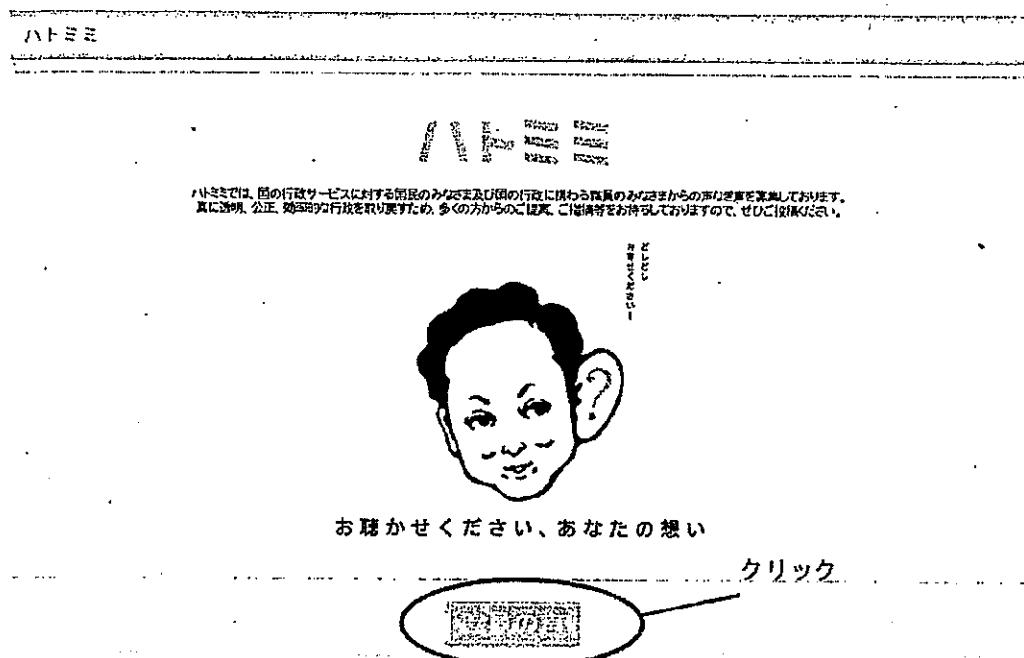
野澤、青木

TEL : [REDACTED] (直通)

E-mail : [REDACTED]

<意見募集フォームへのアクセス方法>

1. <http://www.cao.go.jp/sasshin/iken-boshu.html> にて「職員の声」をクリック



2. テーマ別受付窓口「情報公開制度の改正の方向性について」をクリック

ハトミミ 職員の声 Web受付窓口

おはよう 楽しい一日を

次のいずれかの窓口を選択してご投稿ください。

一般受付窓口

【窓口説明】
この行政の風通し、透明度、不透明な部分等のご意見、国民のために取り組むべき課題や政策の改
善等を広く募集中の窓口です。

【窓口規約】
ハトミミ「職員の声」の運営状況などを記載。
内容についてはご参考ください。

テーマ別受付窓口

【窓口説明】
個別に設定したテーマについて、職員の方のご意見等を募集中の窓口です。

【窓口規約】
ハトミミ「職員の声」の運営状況などを記載。

（このテーマ） ごはありがとうございました。
独立行政法人・政府機関公表法人の事業出発のための意見募集
独立行政法人の法人ナンスについて（独立高齢者支援センター役員会）
内容についてはご参考ください。

クリック

3. 募集要領「3 様式・提出方法」の「情報公開制度の改正の方向性についての意見募集」をクリック

***** ハートミニ 「職員の声」募集要領

お問い合わせ窓口：「職員の声」募集要領

~情報公開制度の改正の方向性についての意見募集~

当所、公正・透明な行政の確立に邁進していくため、国民公務員の皆様をおまとめしご指導ご意見等の「職員の声」とおもしていふところですが、特に重要テーマについては、別途お申しある対象を絞りて受け付けております。

この度、政府が改修する情報公開法の改正案を公表したことにより、政府の公正な運営などより広く国民の皆への影響をうけることを目的として、行政内閣府情報政策担当大臣（行政担当）を主導とする行政内閣府情報政策担当チームが設置されました。

つまりして、情報公開制度の改正案に対して「職員の声」募集要領を以下のように定めましたので、無難にご留意の上、率直にご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見等については、行政内閣府情報政策担当チームに贈られ、情報公開制度の見直しの他、行政の運営に向けた監視・検討等のために活用いたします。また、お寄せいただいたご意見は、「行政内閣府の改修する情報公開法に関する法律（平成11年法律第42号）」、「情報公開の権利に関する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第56号）」等に基づき、適切に取り扱いますが、氏名、メールアドレス等を除き、公開される可能性があることを予めご了承ください。

1 募集対象者の方

(1) 国家公務員のうち立候補・町議会議員以外の方
(2) 独立行政法人の役職員の方

2 お寄せいただきたいご指摘等

(1) 情報公開制度全般に関するご意見
(2) 行政透明化検討チームにて示された内閣府情報政策担当大臣（行政担当）による制度改正案に対するご意見

（参考）① 行政透明化検討チームにて示された大臣答申（平成22年4月20日改訂）
・行政の透明化に向けて（全文）
・情報開示のやすみのための具体的な取り組み方針（全文）
・情報開示のやすみのための取り組みについて（全文）

3 様式・提出方法

（参考）内閣府情報政策担当大臣（行政担当）へお問い合わせの際は、お見解等は1回の会話につき1件としてください。電話及びファクシミリによる場合は、お見解の内容について（必ず）ID及びパスワードを記入して下さい。

（参考）対象者は国家公務員の方に限らせていただけますので、ID及びパスワードを設定してあります。ID及びパスワードは、平成22年4月21日付け「職員の声」募集要領の開票について（必ず）ID及びパスワードを記入され、ID及びパスワードの管理にはご注意願います。

4 募集開始時期

平成22年4月21日（水）～5月14日（金）まで

5 ご用意事項

（参考）ご登録の際は、個人が特定されない形で公表させていただく場合がありますので、その旨ご了承ください。ただし、電話及びファクシミリによる場合は、お見解の内容について（必ず）ID及びパスワードを記入して下さい。

（参考）内閣府情報政策担当大臣（行政担当）については、不正行為でして指摘等を提出したことの理由として不正行為でないとしていることがあります。また、あわせて、独立行政法人の氏名及び所在公団体の名前も、同様の理由を行っておりますので、必ず書の内で記載等を行ってください。

（参考）お見解をお寄せいただくことの理由としては提出者が現場において不正行為を疑いを覺えることのほか、個人が行うる伝播行為を防ぐことです。

（参考）お問い合わせの際は、お見解等は、お寄せいただきたいご指摘の内容を複数枚提出して下さい。ただし、ID及びパスワードを記入して下さい。

（参考）公法連携者保護法（平成15年法律第122号）に定められた公法連携について、同法第1条の規定により、窓口となる各行政機関を表示することになりますので、予めご了承ください。

（参考）お見解等は、内閣府情報政策担当大臣（行政担当）に提出する際は「行政透明化検討チームにて示された内閣府情報政策担当大臣（行政担当）による制度改正案に対するご意見」（平成15年法律第56号）等に基づき、適切に取り扱います。

▲ ページ一覧

4. ID及びパスワードの入力画面にて、以下のID、パスワードを入力すると意見募集フォームが開きますので、入力・送信してください。ID及びパスワードの管理にはご注意願います。

ID : [REDACTED]

パスワード [REDACTED]

～情報公開制度の改正の方向性についての意見募集～

透明、公正、効率的な行政の確立に活用していくため、国家公務員等の皆様を対象としたご指摘・ご提案等の「職員の声」を募集しているところですが、特に重要なテーマについては、期間及び募集する対象を限定して受け付けています。

この度、政府が保有する情報を開放し、意思決定過程の透明化を図ることにより、政府の公正な意思決定と、より広く国民の行政への参加を促すことを目的として、枝野内閣府特命担当大臣(行政刷新)を座長とする「行政透明化検討チーム」が開催されました。

つきましては、情報公開制度の見直しの方向性に関して「職員の声」募集要領を以下のように定めましたので、要領にご留意の上、奮ってご意見等をお寄せください。お寄せいただいたご指摘等については、行政透明化検討チームに諮られ、情報公開制度の見直しの他、行政の刷新に向けた調査・検討等のために活用いたします。また、皆様からお寄せいただいたご意見は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)等に基づき、適切に取り扱いますが、氏名、メールアドレス等を除き、公開される可能性があることを予めご了承ください。

1 募集対象者の方

- (1) 国家公務員のうち立法府・司法府職員以外の方
- (2) 独立行政法人の役職員の方

2 お寄せいただきたいご指摘・ご提案等

- (1) 情報公開制度全般に関するご意見
- (2) 行政透明化検討チームにて示された枝野内閣府特命担当大臣(行政刷新)による制度改正案に関するご意見

《参考》第1回行政透明化検討チームにて提示された大臣案(平成22年4月20日開催)

- 行政の透明化に向けて(資料6)
- 情報公開制度の改正の方向性の概要(資料7-1)
- 情報公開制度の改正の方向性について(資料7-2)

3 様式・提出方法

<http://www.cao.go.jp/sasshin/iken-boshu.html> からご投稿ください。

- 募集対象者は国家公務員等の皆様に限らせていただいておりますので、ID及びパスワードを設定しております。ID及びパスワードは以下のとおりです。ID及びパスワードの管理にはご注意願います。

ID : [REDACTED]

パスワード : [REDACTED]

- ご意見は1回の投稿につき1件としてください。
- 誠に申し訳ございませんが、電話、ファクシミリ及び郵送によるご連絡・ご提出はご遠慮ください。

4 募集開始時期

平成22年4月21日(水)から5月14日(金)正午まで

5 ご留意事項

- いただいたご指摘・ご提案等は、個人が特定されない形で公表させていただく場合がありますので、その旨ご了解くださいますようお願いいたします。
- 平成21年12月1日付閣議決定により、国家公務員については、不正目的でないご指摘等を提出したことを理由として不利益な取り扱いをしないこととされております。また、あわせて、独立行政法人の長及び地方公共団体の長にも、同趣旨の要請を行っておりますので、忌憚のないご指摘等をお寄せいただければ幸いです。

- ご意見等をお寄せいただいたことを理由としてご提出者が職場において不利益な取り扱いを受けることのないよう、個人情報に関する秘密は厳守いたします。
- ご記入いただいた氏名、電話番号、メールアドレス等は、お寄せいただきましたご指摘等の内容を補足的にお伺いさせていただくため等に利用いたします。また、年齢、性別等の情報は、どのような属性の方からご提出いただいたのかを認識するために利用いたします。
- 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に定められた公益通報については、同法第11条の規定により、窓口となるべき関係行政機関をお示しすることになりますので、予めご了承ください。
- お寄せいただいたご指摘等は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)等に基づき、適切に取り扱います。

行政の透明化に向けて

すべての決定の基礎は、情報にあります。政府が持つ情報を開放し、国民がその情報を共有して行政に参画する機会を持つことは、健全な民主主義の発展を支えるものであり、国民的目線で行政全般のあり方を見直す「行政刷新」の基本です。

私たちは、「事業仕分け」や各府省における「行政事業レビュー」など、政策の意思決定過程を透明化する“新たな動き”を進めています。意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。

外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。

行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとすることです。「行政は過ちを犯さない」という考え方こそが、「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。

平成13年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、平成16年の「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、情報公開制度全般にわたる検討が行われました。しかし、残念ながら、情報公開法の改正には至りませんでした。

「行政透明化検討チーム」では、この法律をはじめとする関係法令が「国民の知る権利」を保障したものであることを確認し、かつ事後の救済手続の公正を担保するための見直しの方向性を示したいと思います。そして、さらなる情報の公開を国民に保障すべく、国民の皆さんからの意見を受け止めつつ、「真に開かれた行政」を実現していく所存です。

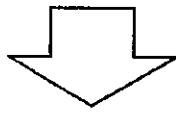
平成22年4月20日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
枝野 幸男

情報公開制度の改正の方向性の概要
情報公開法が「国民の知る権利」を保障するものであることを確認し、あわせて情報公開法を、「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容の法律に改正します。

資料 7-1

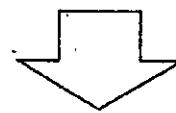
開示対象の拡大・明確化

- 不開示情報の厳格化
 - 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、厳格化します。特に、不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定を見直します。
 - 内閣総理大臣の措置要求制度
 - 開示すべき文書が確実に開示されるようにするため、行政機関の長が、不開示決定をした場合に、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し、不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができる制度を設けます。



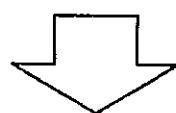
開示手続の迅速化・強化

- 開示実施手数料の減額・減免規定の強化
 - 開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げます。
 - 開示決定までの期限の短縮
 - 開示請求から開示決定等までの原則的期限を30日から14日に短縮します。また、期限の特例として、無期限の延長が許されていた規定を改め、法定期限(60日)を導入します。
 - 期限内に開示決定等がなされない場合の救済
 - 期限内に開示決定等がなされない場合には、不開示決定がなされたものとみなすことができるものとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟に移行することができるようになります。



事後救済制度の強化

- 不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの期間が法定されてしまつたことを改め、法定期限(14日)を導入します。
 - 情報公開訴訟手続の抜本的強化
- 情報公開訴訟を、原告の普通裁判所所在地の地方裁判所にも提起できるようにします。
 - また、裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面(いわゆる「オープン・インテックス」)の作成・提出を求める手続を導入します。
 - さらに、裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入します。



「国民の知る権利」の保障

情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を、以下の方向で見直すことを検討すべきではないか。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条、公文書管理法第1条関係）

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示するべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それ

らの「おそれがある情報」と改める。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするために、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的な理由を書面により示さなくてはならないものとする。

2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるように求めることができるものとする。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。

4 開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。

5 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

6 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。

第4 審査会への諮問等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は、当該不服申立てのあった日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ウォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカムラ審理」（下記3）を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

- (1) 情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができるものとすること。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないものとする。
- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聽かなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

第6 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方にについて、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）
国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。また、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。

第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）
行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。

第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。

府内各課理事官 殿

事務連絡

平成22年4月21日

長官官房総務課理事官(企画)

情報公開制度の改正の方向性に関する「職員の声」の募集について(通知)

標記については、職員からの意見聴取の実施について(平成21年警察庁丁総発第213号)により、「職員の声」の開設を通知したところであるが、このたび、別紙のとおり情報公開制度の改正の方向性について、「職員の声」を募集することとされたことから、各位にあっては、職員に周知されたい。

本件担当:長官官房総務課 [] 警部 []

別紙

事務連絡
平成22年4月21日

各府省ご担当者 殿

内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室

情報公開制度の改正の方向性に関する職員の声募集の周知（依頼）

ハトミミ「職員の声」に関して、日頃よりご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、政府が保有する情報を開放し、意思決定過程の透明化を図ることにより、政府の公正な意思決定とより広く国民の行政への参加を促すことを目的とした枝野内閣府特命担当大臣（行政刷新）を座長とする「行政透明化検討チーム」が開催され、情報公開制度の改正の方向性に関して「職員の声」を募集することいたしました。

つきましては、添付資料をご参照のうえ、貴省庁職員及び所管独立行政法人の役職員の方への周知方お願いいたします。（周知対象者は、地方公務員を除き、昨年12月1日付事務連絡にてお願いした範囲と同じでお願いいたします。）

添付資料

- 1 意見募集フォームへのアクセス方法
- 2 「職員の声」募集要領

～情報公開制度の改正の方向性についての意見募集～

【連絡先】

内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室

野澤、青木

TEL [REDACTED] (直通)

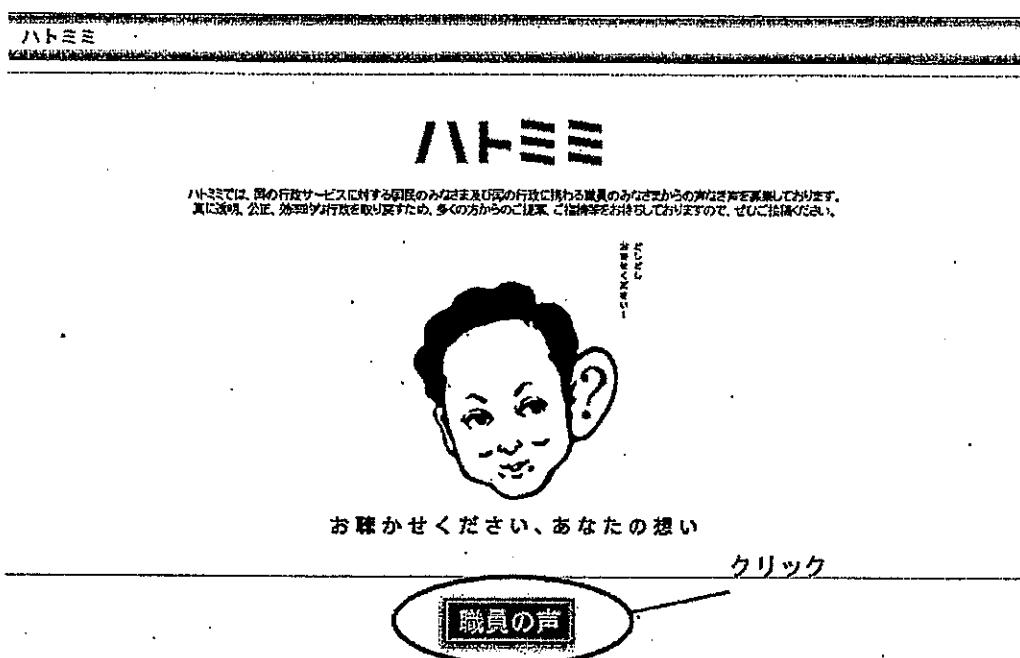
E-mail : [REDACTED]

[REDACTED]

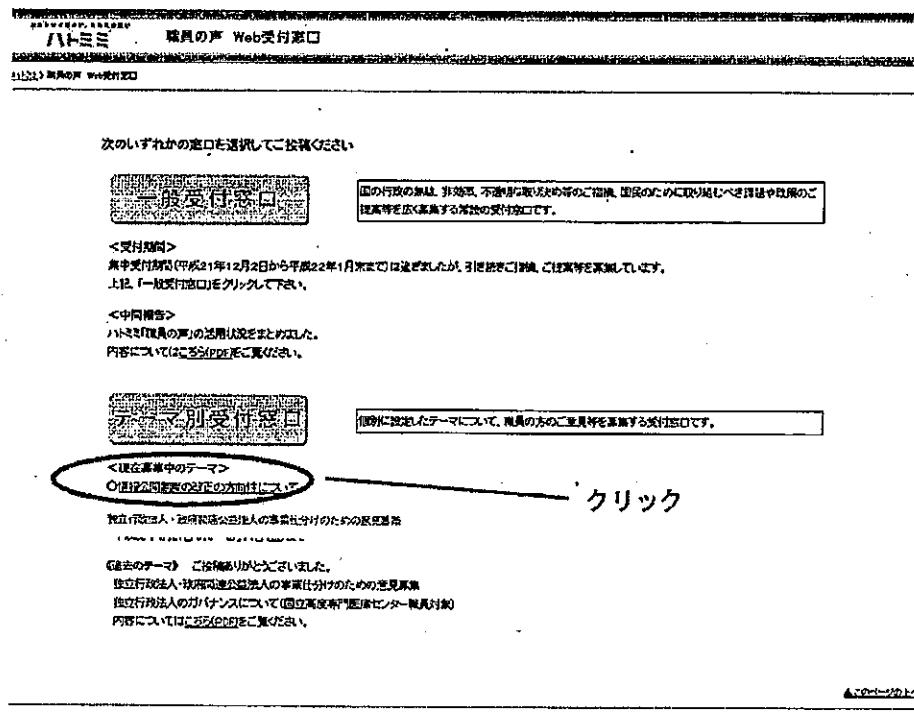
添付資料 1

＜意見募集フォームへのアクセス方法＞

1. <http://www.cao.go.jp/sasshin/iken-boshu.html> にて「職員の声」をクリック



2. テーマ別受付窓口「情報公開制度の改正の方向性について」をクリック



添付資料 1

3. 募集要領「3 様式・提出方法」の「情報公開制度の改正の方向性についての意見募集」をクリック

ハトミミ 「職員の声」募集要領
はじめに 職員の声 対応窓口 「職員の声」意見募集

~情報公開制度の改正の方向性についての意見募集~

透明、公正、効率的な行政の確立に活動していくため、国公務員との皆様と対話したご意見・提案等の「職員の声」を募集しているところですが、特に重要なテーマについては、新聞及び雑誌に対する対話を実施して受け付けています。

この度、政府が保有する情報を開示し、意思決定過程を透明化することにより、政府の公正な運営決定と、より広く国民の行政への参加を促すことを目的として、行政内閣府専門担当大臣(行政改革担当大臣)が開設されました。

つまりは、情報公開制度の現状の方向性についての意見・提案等を以下のようになっておきましたので、改めてご参考の上、寄ってご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご指摘等については、行政改革担当大臣に踏まえ、情報公開制度の現状の他、行政の問題に向けた対応・検討等のために活用いたします。また、皆様からお寄せいただいたご意見は、「行政改革の保有する情報公開に関する法律(平成11年法律第42号)」「行政機関の運営する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」等に基づき、適切に取り扱いますが、氏名、メールアドレス等を含め、公開される可能性があることを予めご了承ください。

■ 1 募集対象者の方

(1) 国公務員のうち立派官・司法官以外の方
(2) 独立行政法人の役職員の方

■ 2 お寄せいただきたいご指摘等

(1) 情報公開制度全般に関するご意見
(2) 行政改革担当大臣チームにて示された行政内閣府専門担当大臣(行政改革担当大臣)による制度改訂に関するご意見

【参考】行政内閣府専門担当大臣(行政改革担当大臣)にて示された大臣答(平成22年4月20日開催)

- 行政の透明化についての取り組み
- 行政の透明化と公正な運営の実現のための取り組み
- 行政の透明化の実現の方針についての取り組み

■ 3 様式・提出方法

【参考】提出用紙の記入欄の上に「(以下略)」と記入して下さい。なお、ご意見等は1回の投稿につき1件としております。また、電話及び faxによりによるご意見等も受け付けております。

■ 4 意見提出時期

平成22年4月21日(木)～5月14日(金)まで

■ 5 ご留意事項

・いかないにご当地ご住民等は、個人が特定されないので公表させていたい場合はありますので、その旨ご了承くださいとお願いいたします。

・平成21年12月1日付内閣令により、国公務員については、不正目的でひそかに情報を提出したことの理由として不正目的の無いとされことになります。また、あわせて、独立行政法人の長及び地方公務員の長は、内閣令の基準を行っておられますので、たゆのないご用意をお願いいたします。

・ご意見等をお寄せいただいたことを理由としてご提出者が場所について不正な取り扱いを受けることがあります。個人情報に関する問題はございません。

・ご記入いただきました氏名、電話番号、メールアドレス等は、お寄せいただきましたご指摘等の内容を検討のうえ、せりべていただくために利用いたします。また、年齢、性別等の情報は、どのようになされたかからご理解いただいために利用いたします。

・公文通報者保護法(平成16年法律第122号)に定められた公文通報については、同法第11条の規定により、窓口となるべき係所行政課室を公示することになりますので、予めご了承ください。

・お寄せいただいたご指摘等は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)」「行政機関の運営する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」等に基づき、適切に取り扱います。

▲このページへ

はじめに 職員の声 対応窓口 「職員の声」意見募集

4. ID及びパスワードの入力画面にて、以下のID、パスワードを入力すると意見募集フォームが開きますので、入力・送信してください。ID及びパスワードの管理にはご注意願います。

ID : [REDACTED]
パスワード : [REDACTED]

お寄せください。あなたの想い
ハトミミ.COM

「職員の声」募集要領

～情報公開制度の改正の方向性についての意見募集～

透明、公正、効率的な行政の確立に活用していくため、国家公務員等の皆様を対象としたご指摘・ご提案等の「職員の声」を募集しているところですが、特に重要なテーマについては、期間及び募集する対象を限定して受け付けています。

この度、政府が保有する情報を開放し、意思決定過程の透明化を図ることにより、政府の公正な意思決定と、より広く国民の行政への参加を促すことを目的として、枝野内閣府特命担当大臣(行政刷新)を座長とする「行政透明化検討チーム」が開催されました。

つきましては、情報公開制度の見直しの方向性に関して「職員の声」募集要領を以下のように定めましたので、要領にご留意の上、奮ってご意見等をお寄せください。お寄せいただいたご指摘等については、行政透明化検討チームに諮られ、情報公開制度の見直しの他、行政の刷新に向けた調査・検討等のために活用いたします。また、皆様からお寄せいただいたご意見は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)等に基づき、適切に取り扱いますが、氏名、メールアドレス等を除き、公開される可能性があることを予めご了承ください。

1 募集対象者の方

- (1) 国家公務員のうち立法府・司法府職員以外の方
- (2) 独立行政法人の役職員の方

2 お寄せいただきたいご指摘・ご提案等

- (1) 情報公開制度全般に関するご意見
- (2) 行政透明化検討チームにて示された枝野内閣府特命担当大臣(行政刷新)による制度改正案に関するご意見

《参考》第1回行政透明化検討チームにて提示された大臣案(平成22年4月20日開催)

- 行政の透明化に向けて(資料6)
- 情報公開制度の改正の方向性の概要(資料7-1)
- 情報公開制度の改正の方向性について(資料7-2)

3 様式・提出方法

<http://www.cao.go.jp/sasshin/iken-boshu.html> からご投稿ください。

- 募集対象者は国家公務員等の皆様に限らせていただいておりますので、ID及びパスワードを設定しております。ID及びパスワードは以下のとおりです。ID及びパスワードの管理にはご注意願います。

ID [REDACTED]

パスワード [REDACTED]

- ご意見は1回の投稿につき1件としてください。
- 誠に申し訳ございませんが、電話、ファクシミリ及び郵送によるご連絡・ご提出はご遠慮ください。

4 募集開始時期

平成22年4月21日(水)から5月14日(金)正午まで

5 ご留意事項

- いただいたご指摘・ご提案等は、個人が特定されない形で公表させていただく場合がありますので、その旨ご了解くださいますようお願いいたします。
- 平成21年12月1日付閣議決定により、国家公務員については、不正目的でないご指摘等を提出したことを理由として不利益な取り扱いをしないこととされております。また、あわせて、独立行政法人の長及び地方公共団体の長にも、同趣旨の要請を行っておられますので、忌憚のないご指摘等をお寄せいただければ幸いです。

- ご意見等をお寄せいただいたことを理由としてご提出者が職場において不利益な取り扱いを受けることのないよう、個人情報に関する秘密は厳守いたします。
- ご記入いただいた氏名、電話番号、メールアドレス等は、お寄せいただきましたご指摘等の内容を補足的にお伺いさせていただくため等に利用いたします。また、年齢、性別等の情報は、どのような属性の方からご提出いただいたのかを認識するために利用いたします。
- 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に定められた公益通報については、同法第11条の規定により、窓口となるべき関係行政機関をお示しすることになりますので、予めご了承ください。
- お寄せいただいたご指摘等は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)等に基づき、適切に取り扱います。

資料 6

行政の透明化に向けて

すべての決定の基礎は、情報にあります。政府が持つ情報を開放し、国民がその情報を共有して行政に参画する機会を持つことは、健全な民主主義の発展を支えるものであり、国民的目線で行政全般のあり方を見直す「行政刷新」の基本です。

私たちは、「事業仕分け」や各府省における「行政事業レビュー」など、政策の意思決定過程を透明化する“新たな動き”を進めています。意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。

外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。

行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとすることです。「行政は過ちを犯さない」という考え方こそが、「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。

平成13年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、平成16年の「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、情報公開制度全般にわたる検討が行われました。しかし、残念ながら、情報公開法の改正には至りませんでした。

「行政透明化検討チーム」では、この法律をはじめとする関係法令が「国民の知る権利」を保障したものであることを確認し、かつ事後の救済手続の公正を担保するための見直しの方向性を示したいと思います。そして、さらなる情報の公開を国民に保障すべく、国民の皆さんからの意見を受け止めつつ、「真に開かれた行政」を実現していく所存です。

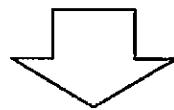
平成22年4月20日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
枝野 幸男

資料 7-1

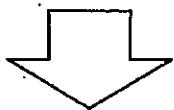
情報公開制度の改正の方向性の概要
情報公開法が「国民の知る権利」を保障するものであることを確認し、あわせて情報公開法を、「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容の法律に改正します。

開示対象の拡大・明確化

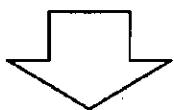
- 不開示情報の厳格化
不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、厳格化します。特に、不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定を見直します。
- 内閣総理大臣の措置要求制度
開示すべき文書が確定に開示されるようにするため、行政機関の長が、不開示決定をした場合に、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し、不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができる制度を設けます。

**開示手続の迅速化・強化**

- 開示実施手数料の減額・減免規定の強化
開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げます。
- 開示決定までの期限の短縮
開示請求から開示決定等までの原則的期限を30日から14日に短縮します。また、期限の特例として、無期限の延長が許されていた規定を改め、法定期限(60日)を導入します。
- 期限内に開示決定等がなされない場合の救済
期限内に開示決定等がなされない場合には、不開示決定がなされたものとみなすことができます。のどすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟に移行することができるようになります。

**事後救済制度の強化**

- 不服申立てにおける詰問手続の強化
不服申立てがなされてから審査会への詰問を行つまでの期間が法定されていなかつたことを改め、法定期限(14日)を導入します。
- 情報公開訴訟手続の抜本的強化
情報公開訴訟を、原告の普通裁判所所在地の地方裁判所にも提起できるようにします。
また、裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面(いわゆるフォーン・インデックス)の作成・提出を求める手続を導入します。
さらに、裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入します。



「国民の知る権利」の保障

資料 7-2

情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を、以下の方向で見直すことを検討すべきではないか。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条、公文書管理法第1条関係）

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示するべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それ

資料 7-2

らの「おそれがある情報」と改める。

- 4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

- 5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。

1. 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的な理由を書面により示さなくてはならないものとする。

- 2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるように求めることができるものとする。

- 3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。

資料 7-2

4 開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。

5 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

6 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。

第4 審査会への諮詢等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮詢は、当該不服申立てのあった日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ウォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカムラ審理」（下記3）を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

資料 7-2

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

- (1) 情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができるものとすること。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないものとする。
- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

第6 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

資料 7-2

- 3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）
国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容
の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。ま
た、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。

第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関
情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）
行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府
に移管してはどうか。

第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有
する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条
例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立
てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。

府内各局（部）理事官 殿

原議保存期間 1年未満
(平成22年12月31日まで)

事務連絡
平成22年4月27日
長官官房総務課
情報公開・個人情報保護室長

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について（照会）

みだしの件については、4月21日付け事務連絡「情報公開制度の改正の方向性に関する「職員の声」の募集について（通知）」により、ハトミミ「職員の声」で意見が募集されているところ、このたび、ハトミミの意見募集とは別に、内閣府行政刷新会議事務局から、別添のとおり、各府省庁あて意見照会がきました。

警察庁意見を取りまとめ、対応する必要がありますので、ショートノーティスで申し訳ございませんが、意見がありましたら、5月7日（金）午後5時までに、下記担当までメールにて回答をお願いします。

意見の様式は特に定めておりませんが、できるだけ具体的な意見や説得力のある理由を出して下さい。

【本件担当】

長官官房総務課情報公開係 [REDACTED]

警 電 [REDACTED]

P-WAN [REDACTED]

行政の透明化に向けて

すべての決定の基礎は、情報にあります。政府が持つ情報を開放し、国民がその情報を共有して行政に参画する機会を持つことは、健全な民主主義の発展を支えるものであり、国民的目線で行政全般のあり方を見直す「行政刷新」の基本です。

私たちは、「事業仕分け」や各府省における「行政事業レビュー」など、政策の意思決定過程を透明化する“新たな動き”を進めています。意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。

外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。

行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとすることです。「行政は過ちを犯さない」という考え方こそが、「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないかでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。

平成13年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、平成16年の「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、情報公開制度全般にわたる検討が行われました。しかし、残念ながら、情報公開法の改正には至りませんでした。

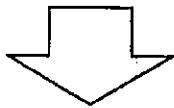
「行政透明化検討チーム」では、この法律をはじめとする関係法令が「国民の知る権利」を保障したものであることを確認し、かつ事後の救済手続の公正を担保するための見直しの方向性を示したいと思います。そして、さらなる情報の公開を国民に保障すべく、国民の皆さんからの意見を受け止めつつ、「真に開かれた行政」を実現していく所存です。

平成22年4月20日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
枝野 幸男

情報公開制度の改正の方向性の概要
情報公開法が「国民の知る権利」を保障するものであることを確認し、あわせて情報公開法を、「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容の法律に改正します。

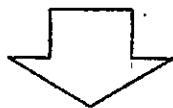
開示対象の拡大・明確化

- 不開示情報の厳格化
不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、厳格化します。特に、不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定を見直します。
- 内閣総理大臣の措置要求制度
開示すべき文書が確實に開示されるようするために、行政機関の長が、不開示決定をした場合に、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し、不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができる制度を設けます。



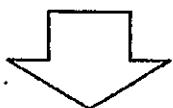
開示手続の迅速化・強化

- 開示実施手数料の減額・減免規定の強化
開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げます。
- 開示決定までの期限の短縮
開示請求から開示決定等までの原則的期限を30日から14日に短縮します。また、期限の特例として、無期限の延長が許されていない場合の法定期限(60日)を導入します。
- 期限内に開示決定等がなされない場合には、不開示決定がなされたものとみなすことができるものとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟に移行することができます。



事後救済制度の強化

- 不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの期間が法定されていなかったことを改め、法定期限(14日)を導入します。
- 情報公開訴訟手続の抜本的強化
情報公開訴訟を、原告の普通裁判所所在地の地方裁判所にも提起できるようにします。
また、裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面(いわゆる「オープン・インデックス」)の作成・提出を求める手続を導入します。
さらに、裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入します。



「国民の知る権利」の保障

・情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を、以下の方向で見直すことを検討すべきではないか。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条、公文書管理法第1条関係）

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示するべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それ

4 開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。

5 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

6 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。

第4 審査会への諮問等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は、当該不服申立てのあった日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ウォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカムラ審理」（下記3）を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）
国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。また、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。

第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）
行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。

第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。

[REDACTED] 系長

枝野素案については、当室特有の意見はありません。

ただ、参事官から、情報公開室はどのような意見を出す予定なのか？
という質問を受けましたので、こちらに見せていただけます。結構
ですので、現時点の意見案を見せていただけるとありがとうございます。
(先日、情報公開室長が参事官にこの件でご相談に来られおり、
そういう経緯からも参事官はどうする予定なのかを知つておきたい
と考えておられるようです。)

[REDACTED] (紙面全文)

情報公開室 [REDACTED] 系長様

いつもお世話になっております。
広報室 [REDACTED] です。
先日、送付いただいた
「情報公開制度改正に係る意見照会」
につきまして、

広報室は、「意見なし」

で回答いたします。
よろしくお願いします。

広報室 [REDACTED] ([REDACTED])

平成22年4月30日
取調べ監督指導室

情報公開制度改正についての意見照会の回答の送付について

【回答】

○ 個人に関する情報について

公務員等の職務遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示することを検討しているが、犯罪捜査に従事する警察職員の氏名についても開示と対象となれば、事件関係者、特に組織犯罪の者等から、捜査活動を牽制するため、警察職員やその家族に対する脅迫事案等が続発することが懸念されることから、現行どおり、個人情報として不開示にすべきである。

◎ 行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について（回答）

【留置管理室】

○ 不開示情報の厳格化について

「実施機関に広範な裁量を与える規定を見直す」とあるが、専門家である当該行政機関の長の意見を考慮する余地を残すべきではないか。

特に、警察が保有する「公共安全情報」については、不開示情報であるか否かを捜査機関側でないと判断できない場合も多いと思料される。万一、客観的判断だけにより開示したことで、当該捜査に影響を來した場合、責任の所在をどこに求めるのか。

○ 開示請求に係る手数料を原則として廃止することについて

新聞記者等開示請求の目的が営業的なものである場合、その請求に係る手数料を公費で賄うことが妥当であるのか疑問である。

○ 開示決定までの期限の短縮について

開示請求から開示決定等までの原則的期限を短縮することについて、文書の特定に時間を要する場合等、現行の30日でも難しい場合があるのに14日とすることは現実的でないと思料される。

○ 期限の特例の廃止について

著しく多量の文書について開示請求された場合等、権利の乱用ともいえるケースには、どのように対応していくのか。

仮に、時間的に開示決定できなかつたものを画一的に「不開示決定とした」とするならば、必然的に不服申立て件数も増加し、事務の煩雑化を招くだけではないのか。

原議保存期間 1年
(平成22年3月31日まで)

総務課担当官殿

事務連絡

平成22年5月7日

長官官房人事課

行政透明化検討チーム（情報公開制度）への意見について（回答）

平成22年4月27日付け事務連絡による貴課からの標記意見照会について、下記のとおり回答します。

1 「個人に関する情報」（1号）に対する意見

（意見）公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示するとしても、警察職員の氏名は、現行どおり、開示の対象から除外できることとすべき。

（理由）「公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。」の部分について、公務員等の氏名は、行政事務を遂行した公務員等を特定するために行政文書等に記録することが一般的ではあるが、同時に、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす可能性が少なくない。

とりわけ、警察職員については、その業務の性質上、関係職員の氏名を公開した場合、当該職員の私生活上の権利利益を不当に害するおそれが一般的に認められることから、現行どおり、慣行として公にしている場合（警察庁～警視又は同相当職以上の職員、都道府県警察～当該都道府県ごとに判断）のみ、例外的に氏名を開示することとするのが妥当と考えられる。

2 「公共の安全等に関する情報」（4号）に対する意見

（意見）改正を要しない。

（理由）「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報の不開示要件について、その「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、その「おそれがある情報」と改める。」とあるが、「おそれ」の有無を判断する主体が不明確である。

本号における「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」については、その性質上、開示・不開示の

判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

例えば、人事課（監察）において保存している、警察職員の逮捕等を受けて作成する当該非違事案の捜査等に係る文書には、具体的な被害状況や目撃状況など捜査等の活動を通じて把握された内容等が記載されており、これらの情報が開示されれば、今後の捜査等に際して関係者の協力が得られなくなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼしかねないところ、このようなおそれがあるか否かについては、専門的・技術的判断を要することから、開示・不開示の判断に当たっては、行政機関の長の第一次的な判断が尊重されるための制度的手当てを引き続き講じておく必要がある。

3 「審議・検討等に関する情報」（5号）に対する意見

（意見）改正する場合であっても、行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼす場合は、法第5条第6号（事務又は事業に関する情報）に基づき、不開示とできることを確認されたい。

（理由）警察における審議、検討又は協議の中には、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれのあるものが含まれており、例えば、人事課（監察）において保存している、警察職員の非違事案発生時の処分方針に関する警察庁と各都道府県警察との協議に関する文書には、処分の種別や程度等が記載されており、これらの情報が開示されれば、処分を免れようと処分対象者などの関係者が不当な働きかけを行うなど、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、このような情報は引き続き不開示とすることができることする必要がある。

4 開示手続の迅速化・強化に対する意見

（意見）大量の行政文書に対する請求への対応を可能とするため、開示決定等までの期限を例外的に法定期限である60日を超えて延長できることとするなどの例外措置を併せて検討すべき。

（理由）例えば、「〇〇長官決裁文書の全て」など、文書を特定するだけでも長期間を要し、対象文書が大量に存在する請求がこれまで実際に行われているが、こうした請求の中には、60日以内の対応が困難なものがあるため。

みだしの意見照会に対し、会計課から意見はありません。

* * * * *

お世話になります。

警察庁長官官房会計課庶務係 [REDACTED]
直03-3581-0141(内) [REDACTED]
FAX [REDACTED]
警電FAX

* * * * *

原議保存期間 1年未満
(平成22年12月31日まで)

総務課情報公開・個人情報保護室長 殿

事務連絡
平成22年5月7日
給与厚生課理事官

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見等について

標記の件について、「資料7-2 情報公開制度の改正の方向性について」に関する意見を、下記のとおり回答します。

記

1. 「第2 開示・不開示の範囲等に関する改正」

(1) 「1 個人に関する情報」について

警部以下も開示することとなると、文書の内容によっては、不利益を被ったとして個人的遺恨を抱かれる恐れがあるのではないか。

【具体例】

当課においては、犯罪被害給付金のように、国民の利益の決定に直接関与する事務を執り行っています、中には減額裁定となる事例もある。

(2) 「2 法人等に関する情報」について

公にしないとの条件を削除することとした場合、行政機関・独立行政法人等が業務を執行する上で、真に必要とする情報が、法人等から任意に得られなくなるのではないか。

【具体例】

※本日、調査依頼があった内容を記載する予定（10日）

2. 「第3 開示請求から実施までの手続きに関する改正」

(1) 「3 開示決定等の期限」及び「4 開示決定等の期限の特例」について

通常業務を処理しながら大量開示請求に対応している状況で、期限が短縮されれば業務負担が増加することにならないか。

【具体例】

平成20年3月1日付で行政文書開示請求がなされた

「鈴木貞敏（元）警察庁長官が在任中に署名、決裁した文書を全て開示」
のように、保管している行政文書ファイルから在任期間中のものを全て手作業
であたり、最終的には、1年1ヶ月を要したもの（平成21年4月1日に開示
決定）もある。

【本件担当】

給与厚生課庶務係

事務官

総務課情報公開・個人情報保護室長

事務連絡

平成22年5月7日

国家公安委員会会務官付理事官

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について

みだしの件について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 開示決定等までの期限について

開示決定等の期限を開示請求があった日から14日以内とすることは、事務処理上困難である。

また、情報公開法第11条に基づき、特例として開示決定等の延長が認められる期限については、現行のとおり、「相当の期間」とすることが妥当である。

(説明)

開示請求がなされた際、行政機関においては、請求のあった行政文書の検索、開示・不開示の審査（関係課との調整等を含む）、開示決定等の決裁手続き等の事務を行うが、これらの事務を14日以内にしなければならないとすると、開示・不開示の審査のために十分な時間を確保できないなど、適切な情報公開事務に支障をきたすおそれがあるほか、他に遂行すべき事務に支障をきたすおそれがある。

(国家公安委員会委員長に対する開示請求に関する開示決定等については、週1回の定例会議において決裁を受けているところ、受理日によっては、実質8日間で決定をしなければならないこととなる。)

また、情報公開法第11条に基づき特例として開示決定等の延長が認められる期限を法定（60日）とすることは、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量である場合など、事務処理上困難である場合が想定され、現行のとおり、個別の案件に応じて判断することが妥当である。

2 不服申立てにおける諮問までの期限について

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問の期限を当該不服申立てのあった日から14日以内とすることは、事務処理上困難である。

(説明)

開示決定等について不服申立てがなされた場合、行政機関においては、不服申立ての内容を精査し、その内容に応じて、行政文書の再検索、開示・不開示の再審査、口頭意見陳述の実施、諮問書等審査会への提出資料の作成及び決裁手続き等の事務を行うが、これらの事務を14日以内にしなければならないとすると、不服申立ての内容を十分に踏まえた対応が困難となるなど、適切な事務処理に支障をきたすおそれがあるほか、他に遂行すべき事務に支障をきたすおそれがある。

審査会への諮問の期間を法定とするのであれば、現在、事務処理の方針としている「不服申立て事案の事務処理の迅速化について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」を踏まえて、期間内に諮問を行うことができない事案についての期間の設定を含め、妥当な期間を検討すべきである。

3 開示請求手数料について

開示請求手数料を廃止することは妥当ではない。

(理由)

情報公開法制における手数料は、開示請求者に対し提供する役務に要する費用を回収するために徴収するものであり、開示請求者にはその公平な負担が求められるところ、これを変更すべき特段の理由はない。

総務課担当官 殿

事務連絡

平成22年5月6日

生活安全企画課

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について（意見）
標記について、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい
願います。

記

1 第2「開示・不開示の範囲等に関する改正」関係

- (1) 1 「個人に関する情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第5条第1号）」関係

公務員等の職務の遂行に係る情報について、「当該公務員等の氏名も原則として開示する」とされているところ、例外を規定するに当たっては、警察職員（警察庁及び都道府県警察の職員をいう。）については、犯罪捜査又は情報収集活動等に従事していること等の理由から、氏名を公にすることにより、本人又はその家族等に危害等が加えられるおそれがある場合があることに留意願いたい。

- (2) 3 「国の安全、公共の安全等に関する情報（法第5条第3号及び第4号）」関係

国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（第3号関係）又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（第4号関係）がある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。

そのため、司法審査の場においては、裁判所は、法第5条第3号又は第4号に規定する情報に該当するか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か（行政機関の長の認定判断の相当性）について審理・判断することとするのが適当であるとされていることから、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「おそれがある情報」と改めるのは妥当でないと考える。

2 第3「開示請求から実施までの手続に関する改正」関係

- (1) 2 「内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（新設）」関係

「特に必要があると認めるとき」がどのような場合をいうのかは定かでないが、上記1(2)で述べたように、開示・不開示の判断に専門的・技術的判断をする場合など、行政機関の長の第一次的な判断を尊重すべき場合もあることに留意願いたい。

- (2) 4 「開示決定等の期限の特例（法第11条）」及び5「みなし規定（新設）」関

係

開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合、当該行政文書の特定に相当の期間を要するのみならず、不開示情報該当性の判断についても相当の期間が必要であるところ、60日以内にすべての行政文書について開示決定をしなければならないとした場合、その期間中は当該開示請求への対応業務に忙殺されることとなり、他の事務の遂行に著しい支障を来すおそれがあることから、60日以内という期限を例外なしに設けることは妥当でないと考える。

また、上記のような場合、行政機関が当該開示請求に誠実に対応しているにもかかわらず、不開示決定をしたものとみなされることにより、不服申立てへの対応等の業務負担が増加し、開示決定までの手続がさらに遅延することとなることから、却って開示請求者の不利益となるおそれがあるため、不開示決定をしたものとみなすことができる旨の規定を置くことは妥当でないと考える。

本件担当：生活安全企画課
[REDACTED]

総務課情報公開・個人情報保護室長 殿

事務連絡

平成22年5月7日

地域課理事官

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について（回答）

みだしの件については、下記のとおり回答します。

記

1 公務員等の職務の遂行に係る情報について、原則当該公務員等の氏名を開示することについて（法第5条第1号関係）

当課に関連する情報公開請求対象文書には、都道府県警察からの地域警察官の職務執行に関する報告文書等が該当するところであり、これまで、氏名を慣行として公にしている職員以外の職員については、「個人に関する情報」として非開示していたところ、本改正により、原則氏名が開示されることとなれば、対象文書内の都道府県警察職員等の氏名も含め開示対象となる可能性があるが、当該職員等の氏名を開示すれば、その職務執行の適不適にかかわらず、個人的な中傷等にさらされる危険があり、地域警察活動全般における積極的な職務の遂行にも悪影響を及ぼすおそれがある。

なお、当該職務の遂行に関する情報は、法第5条第4号の公共安全情報に該当することが考え得るが、本改正により、「おそれがある情報」に限定され、行政機関の判断の幅が狭められることから、同号の該当性が否定されるおそれがあり問題がある。

2 開示決定等の期限及び期限の特例について（法第10条、第11条関係）

本改正により、これまで30日以内とされていた期限を半分以下の14日以内とすることについては、平素の他業務に係る事務の遂行への支障を勘案し、慎重な検討を要するものと思料される。

また、大量請求についても、当初の開示決定等から60日以内に残りの文書すべてを開示決定等し、期限内に開示等がなされない場合は不開示決定とみなすとなれば、請求内容が請求者の判断に委ねられている以上、当該請求が悪意を持って行われた場合には事務の遂行に著しい支障が出るおそれがある。

3 地方公共団体への影響について

地方公共団体においては、同法の趣旨に則り情報公開制度を設けることとされることから、都道府県警察においても前記1と同様の問題が生じると思料される。

また、地方公共団体において現行制度を維持した場合は、都道府県警察職員等の氏名に係る情報公開に関し、警察庁と都道府県警察の対応に齟齬が生じることとなり、各地方公共団体において構築される情報公開制度の趣旨が没却されるおそれがある。

原議保存期間 1年未満
(平成22年8月31日まで)

事務連絡
平成22年5月7日
生活安全局少年課理事官

長官官房総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）の意見照会について
みだしの件については、下記のとおり意見を提出します。

記

（意見）

資料7-2「情報公開制度の改正の方向性について」のうち、第2「3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）」について、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報の不開示要件は、現状の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を維持されたい。

（理由）

情報を開示することが、結果として公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすか否かについては、経験と知識に基づく高度な判断が必要とされるところであり、これを踏まえて現行の規定がなされているものと思料される。

少年課においては、本年4月から児童ポルノ対策官を設置し、各都道府県警察が捜査対象としている関係者に関する情報やインターネット上の児童ポルノ画像等を収集の上、被害児童の特定に向けた分析等を行っているところである。

これらの情報や画像の中には、行政機関情報公開法第5条第4号以外の不開示事由には該当しないものも含まれ得るが、これらを開示することにより、結果として公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについては、当該情報を保有する行政機関の長以外には客観的に判断し得ないと考えられるため。

【想定される具体例】

いまだ特定されていない被疑者等に係る断片情報、身体の一部分しか写っておらず、被害者が特定されていない画像等について、当該情報のみでは公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないと判断される可能性がある場合でも、個別の捜査の進捗状況や全国的な情勢にかんがみて行政機関情報公開法第5条第4号に該当すると判断する場合があり得る。

長官官房総務課殿
情報公開・個人情報保護室長

事務連絡
平成22年5月6日
刑事局捜査第一課理事官

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）について（意見）
みだしの件については、下記のとおり意見を提出します。

記

1 第2の1関係

(1) 意見

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の氏名については、現行のとおり、原則として、不開示とされたい。

(2) 理由

公務員等の氏名については、当該公務員等の私生活における個人識別のために基本情報としての性格を有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす可能性がある。一般に公務員は、個人としてではなく公僕としてその役職に則り職務を遂行しており、その氏名を明らかにすることと行政の透明化とは別次元の事と考えられる。

2 第2の3関係

(1) 意見

公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件については、現行のとおり、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由がある情報」とされたい。

(2) 理由

捜査手法等については、いったん開示されてしまえば元に戻すことはできないことから、元来、その開示には慎重な判断が求められるところ、これらを公表することによる捜査上の支障の有無の判断自体を裁判官等が行うためには、当該裁判官等に対し、捜査に係る専門的、技術的な事項を長期間にわたり説明しなければ、適確な判断を行うことは困難であることから、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明確にする必要がある。

3 第3の3及び4関係

(1) 意見

開示決定等の期限及び開示決定等の期限の特例については、現行のとおりの期限とされたい。

(2) 理由

開示決定等に必要な事務を行うために必要な期間としては、現行制度の期間が適切であり、貴案のとおりに改正した場合、不開示情報の有無の検討等が十分に行うことができなくなるおそれがある。

過去においても、大量の行政文書を対象とする開示請求の例があり、これらについては、不開示情報の有無の判断に相当の期間を要し、さらに、行政文書の内容に応じて関係省庁との協議等も必要とされることから、開示決定等の期限までには、現行のとおり十分な期間が必要である。

長官官房総務課担当官 殿

事務連絡

平成22年5月10日

刑事局捜査第二課

行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について（意見）

みだしの件について、下記のとおり意見を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 「第2 開示・不開示の範囲等に関する改正」について

(1) 「1 個人に関する情報」

「情報公開制度の改正の方向性について」において示されているとおり、公務員等の職務の遂行に係る情報について、公務員等の氏名も原則として開示した場合、当該公務員等、特に警察庁職員が関わる職務によっては関係者から仕返しや復讐等の危害を加えられるおそれがあり、警察庁職員による職務に重大な支障が生じ、職務の委縮につながる可能性もある。現在、慣行として公にしている警視相当職以下の職員については氏名を不開示としており、その必要性は引き続き認められることから、当該公務員等の氏名を原則不開示、又は上記の「おそれ」があると認められる場合を例外として扱う旨の規定を設ける必要がある。

(2) 「2 法人等に関する情報」

「情報公開制度の改正の方向性について」において示されているとおり、法人等が行政機関等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除した場合、以後、当該行政機関においては、法人等から業務に必要不可欠となる機微な情報の提供を受けることができなくなる。警察庁においては、当該情報が別途、公共安全情報（現行法第5条第4号）や事務・事業に関する情報（現行法第5条第6号）等の他の不開示情報に該当する場合もあると考えられるが、これら不開示情報に該当しない場合は開示情報となり、開示されると行政機関による業務に支障を来すこととなる。

以上より、法人等が行政機関等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除することは適当でない。

(3) 「3 国の安全、公共の安全等に関する情報」

現行法の規定によると、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報、また犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うことや犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認

められるため、行政機関の長が対象となる情報の具体的な内容について現行法第5条第3号又は第4号に規定する情報に該当するかどうかについての第一次的な判断を行い、司法審査の場においては、裁判所裁判官が本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断される。

「情報公開制度の改正の方向性について」において示されているとおり、行政機関の長による上記「おそれの認定」に係る規定を削除したとしても開示請求対象行政文書の開示・不開示の第一次的判断をするのは当該行政機関の長であり、また開示・不開示の範囲が事実上変更するわけではない。しかしながら、情報公開訴訟が提起された場合、上記の「おそれの認定」について、各裁判所裁判官が対象となる情報の具体的な内容について判断することとなるが、情報公開訴訟の当事者（原告）が民事訴訟法第219条の規定に基づき行政機関が保有する文書の提出命令を申し立て、裁判所がそれを認めると、当該行政文書は、本件情報公開訴訟に提出され、不開示事由の存否についての判断がなされる前に、当該行政文書が開示されたのと実質的に同じ事態が生じ、当該情報公開訴訟の目的が達成されてしまう。また、「情報公開制度の改正の方向性について」において示されているいわゆる「インカーメラ審理」は、非公開審理手続であり、相手方当事者に吟味・弾劾の機会を与えない証拠により本件情報公開訴訟をする手続を認めることは、民事（行政）訴訟制度の基本原則にかかるところであり、慎重な判断が求められるであろう。そのため、現行の民事訴訟法の文書提出命令に係る規定に基づき提出された行政文書について、情報公開訴訟における書証としての取調べ手続を非公開扱いとする、又は民事訴訟法における文書提出命令の除外事由に係る規定と行政機関情報公開法における不開示情報に係る規定との整合性を図るべきである上、「情報公開制度の改正の方向性について」において示されている「インカーメラ審理」のために提出され、裁判所に保管され得る開示請求対象行政文書の記載内容を漏えいしない旨を明記すべきであり、これらの改正がなされない限り、当該行政機関の業務に支障を来すこととなる。さらに、そもそも行政機関の長が不開示とした国の安全や公共の安全等に関する情報に裁判官が直接アクセスし、開示・不開示の判断をすることは、裁判官が行政機関による政策的判断に介入することにつながり、妥当ではない。

以上より、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「おそれがある情報」と改め、行政機関の長による「おそれの認定」に係る規定を削除することは適当でない。

2 「第3 開示請求から実施までの手続に関する改正」について

(1) 「3 開示決定等の期限」及び「4 開示決定等の期限の特例」

「情報公開制度の改正の方向性について」において示されているとおり、開示請求があつた日から14日以内に開示決定等をしなければならないとする、そもそも開示請求に係る行政文書の探索等がずさんとなり、対応がおろそかになることが懸念され、これは開示請求者にとって不利益となる場合も考えられる。

また、現行法第11条において規定する開示決定等の期限の特例に関する規定は、開

示請求に係る行政文書が著しく大量である場合に行政機関が被る事務の著しい停滞を回避することを目的としているところ、「情報公開制度の改正の方向性について」において示されているとおり、開示請求に係るすべての行政文書についての開示決定等を最大120日以内に行わなくてはならないとすることは、当該期間内にすべてを処理することが困難なほどの大量の行政文書の開示請求がなされた場合、他の事務の遂行に著しく支障を来すおそれをもたらし、実現が困難と認められる。

以上より、これら規定を改正することは適切でない。

総務課担当官 殿

平成22年5月7日

企画分析課

行政透明化検討（情報公開制度改正）への意見について（回答）

1 第2－1関係

公務員等の氏名は原則開示するとしているところ、例外として氏名を不開示とする場合は、どのようなケースが想定されるか。

2 第2－3関係

「おそれがある情報」であるか否かの判断は誰が行うのか。その判断は、どのような手続きでなされるのか。

以上

平成22年5月7日

情報公開・個人情報保護室担当官 殿

薬物銃器対策課

「行政透明化検討チーム（情報公開制度改正）への意見について（照会）」
に対する回答について

1 資料7-2の第2の1について

「公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加え、当該公務員等の氏名も原則として開示する。」とあるが、例外として以下のような場合には不開示とする必要がある。

警察業務に従事する者のうち、薬物銃器犯罪を敢行する暴力団等の犯罪組織・犯罪者と対峙する職務を行う職員が、情報公開によりその氏名等が明らかになった場合、職員本人はもとより、その家族等も犯罪組織・犯罪者から報復を受けるおそれがある。また、その場合、職員が職務執行をためらい、あるいは、職務の担い手がなくなることにより、我が国の治安維持に重大な支障を及ぼしかねない。

2 資料7-2の第3の1について

現行の運用では、不開示決定に際して不開示とした理由及び根拠条項を示しているが、今回の素案では、「当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由」を示すこととなっている。

現段階では、「具体的」の程度が明らかではないが、あまり具体的に不開示理由を書くと、不開示情報を開示したのと同様の結果を生じる場合も想定されることから、「具体的」の程度については、不開示とした趣旨が損なわれない程度のものとする必要があるのではないか。

本件担当

企画対策係 [] (内線 [])

情報公開・個人情報保護室 [REDACTED] 殿

いつもお世話になっております。標記の件に関する回答ですが、

- ・ 交企課 意見なし
- ・ 交規課 別添のとおり

でよろしくお願ひします。

※ 交規課の回答につきましては、当課に回答がありましたので転送いたします。

=====

警察庁交通局交通企画課法令係

警電：

/ F A X :

=====

交通規制課回答（案）

素 案	意見・質問	備 考
<p>第3</p> <p>4 開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。</p>	<p>いかなる請求であっても、90日以内に開示決定等をしなければならないこととなるが、対象文書が膨大である場合等があり、現行の体制では、あらゆる請求に対して90日以内に開示決定等を行うことは現実的でない。また、90日以内に開示決定等をしない場合には、不開示決定とみなして不服申立てや訴訟を行うことができることとなるが、更に争訟に対応する事務が増加するほか、体制上の問題を主張することが争訟になじまないことも考えられる。したがって、対象文書の量や種類に応じて、開示決定等までの期間は柔軟化する必要があるのではないかと考えられる。</p>	

用済み後廃棄

総務課情報公開室担当官 殿

事務連絡

平成22年5月7日

警備企画課

情報公開制度改正に係る意見照会について
みだしのことについて、下記のとおり質問及び意見を提出致します。

記

1 質問

○ 第3の2「内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法（新設））」について

(1) 「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるように求めることができるものとする。」としているが、内閣総理大臣本人がこれらの事項についてすべて判断するとは考えられないところ、内閣府の職員が内閣総理大臣を補佐すると解してよろしいか。

(2) (1)が当方の解釈のとおりとした場合、対象文書に関して専門的、技術的知識を有しない者が不開示決定の当否について判断するのか。

(3) 現行法では、不服申立てを受けた場合、行政機関の長に対し、原則として情報公開審査会への諮問を義務付けているが、内閣総理大臣による措置要求と情報公開審査会の答申との関係（答申を受けて内閣総理大臣が措置要求を行うのか、あるいは、内閣総理大臣による措置要求の制度を導入する場合には、報公開審査会への諮問制度は廃止されるのかなど）はどうなるのか。

2 意見

(1) 第2の1「個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号関係）」について
犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持にかかる公務員の
氏名（慣行として公にされている者は除く。）については不開示とすべきである。

（理由）

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持にかかる職員の
氏名が公にされると、犯罪者等から、職員本人又はその家族等に対する嫌がらせ
や報復等がなされるなどのおそれがあるため。

(2) 第2の3「公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第4号）」について

「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める。」としているが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすそれを理由とする不開示の判断については、現行の法律のとおり行政機関の長の第一次的な判断を尊重すべきである。

(理由)

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があり、従来から行政機関の長の第一次的な判断を尊重するための規定が設けられており、現在も、その必要性は変わらない。

(3) 第3の2 「内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法（新設））」について

(1) 及び (2) ともに不適当である。

(理由)

開示請求者が不服を申し立てていない事案を含め、不開示決定全件を内閣総理大臣に報告することは行政事務の簡素化の趣旨から必要性に疑問がある。

また、情報公開法の施行事務は、各行政機関の長が分担管理しているところ、各行政機関の長が自らの決定について内閣総理大臣に報告するとすることは、情報公開法や内閣法の趣旨にも反するものと考えられる。

お疲れ様です。
遅くなりまして申し訳ありません。
みだしの関係につきましては、
情通企画課から意見なしでお願ひ
します。

よろしくお願ひいたします。 情企

[REDACTED]様

お世話になっております。
通信施設課の[REDACTED]と申します。

見出しの件に関しまして、特段意見はございません。

何卒よろしくお願ひいたします。

警察庁 情報通信局 通信施設課
計画第2係

[REDACTED] (内線[REDACTED])

P-WAN [REDACTED]

別記様式第12号(第23条関係)(B)

起案月日	平成 22年 5月 11日	秘密区分等	極秘・秘・取扱注意
決裁終了月日	平成 22年 5月 12日	秘密期間	
施行月日	平成 年 月 日	文書番号	
施行注意			

件名

「情報公開制度の改正の方向性についてに対する意見について」

上記のことについて別紙のとおり内閣府へ提出してよろしいか伺います。
申します。

長官

次長

官房長

総括審議官

総務課長

理事官

課長補佐

参事官

局長

課長

理事官

課長補佐

分類	大分類		原議保存期間	30・10・5・3・1・1未
	中分類		保存期間満了日	平成 年 月 日
	小分類		延長後満了日	平成 年 月 日
ファイル名			保存上注意事項	
公開処理	公表・開示・部分開示・不開示	不開示理由	1・2・3・4・5・6号	
備考欄	決議後3箇月以内に内閣府へメールにて回答	起案者	総務課 桐原、室慶	係 (番)

平成22年5月12日
警 察 庁

「情報公開制度の改正の方向性について」に対する意見（案）

「第2の1 個人に関する情報」について

公務員等の氏名について「慣行として公」にされているものについて開示することに問題はないが、「慣行として公」にされていない情報まで開示することとならないようとする必要がある。

現在、警察庁では、氏名が「慣行として公」にされている職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員である。これは、犯罪の取締り等に直接従事しているすべての職員の氏名を明らかにした場合、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象とされるおそれがあるなどの理由によるものである。こうした運用は、法改正後も変更のないようにする必要がある。

「第2の2 法人等に関する情報」について

現在でも、法人等から公にしないことを条件に提供を受けている情報がある。法改正により、こうした情報について開示請求があった場合に開示しなければならないこととなると、法人等にとって支障があるのみならず、法人等からの情報が得られにくくなることが懸念される。したがって、法人等が行政機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提出した情報を不開示情報とする旨の規定を削除することに反対する。

「第2の3 国の安全、公共の安全等に関する情報」について

捜査手法等に関する情報を開示することにより、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれが生ずるか否かは、犯罪組織や犯罪等の実態についての豊富な知識、経験等を踏まえて総合的に検討しなければ判断できないものであり、捜査等を担当する行政機関の長でなければ適切に判断することができない。その判断を誤り、犯罪捜査等に支障を及ぼし得る捜査手法等が一たび開示されれば、公共の安全等に与える影響は大きく、取り返しのつかないことになりかねない。

「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある」情報であるか否かの判断は、高度に政策的な判断を伴うこと、専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は行政機関の長の第一次的な判断を尊重する現行法の規定になったものである。こうした特殊性に変更はないことから、現行法の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という規定を「おそれがある情報」と改めることに反対する。

なお、昨年6月に成立した「公文書等の管理に関する法律」においても、国の安全、

公共の安全等に関する情報について、同様の理由から、他の不開示情報とは異なる取扱いを認められたものと承知している。

「第2の4 審議・検討等に関する情報」について

例えば、各種取締法令の内容や大規模警備実施における規制内容等について審議、検討中の情報が公になった場合、国民の誤解や憶測を招くなどして、不当に混乱を生じさせるおそれのある場合がある。したがって、こうした情報を不開示情報とする旨の規定を削除することに反対する。

「第3の3 開示決定等の期限」「第3の4 開示決定等の特例」について

これまでの開示請求の実情を踏まえると、開示請求があった日から原則として14日以内に開示決定しなければならないこととするのは困難である。

また、開示決定まで120日以上を要したケースもあることから、開示請求があった日から最大で120日以内に開示決定を行わなければならないとされた場合、対応できないケースが生ずる。

過去、警察庁では、約20万枚の行政文書に対する開示請求に対して、担当職員を増員して対応し、毎日担当職員が行政文書の読み込み作業、マスキング作業に従事した結果、延べ人員にして約1,800名が開示手続事務に従事し、開示決定まで1年7ヶ月を要した。

その後、約11万枚の行政文書に対する開示請求に対しては、延べ人員にして約1,200名が1年11ヶ月開示手続事務に従事し、約38万枚の行政文書に対する開示請求に対しては、延べ人員約2,700名が4年7ヶ月開示手続事務に従事したところである。

「第5の3 審理の特例」について

情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することについては、裁判の公開を保障する憲法第82条との関係を十分検討する必要があるとともに、訴訟で用いられる証拠は、当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるという民事訴訟の基本原則にも反するものであることから、慎重な検討を要するものと考える。

以上

「報公開制度改正を巡る問題」

主な改正事項

開示決定等の期限・特例（現行法10、11条）

・開示決定期間を30日から14日以内に短縮
・特例延長で相当部分の開示(60日以内)後、さらに60日以内に残りの文書の決定をしなければならない

国及び公共安全等の情報（現行法5条3、4号）

不開示要件から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「おそらくある情報」へ変更

審理の特例（新設）

情報公開訴訟にインカメラ審理（裁判所が不開示情報を見て判断する）を導入

個人に関する情報（現行法5条1号ハ）

公務員等の職及び職務遂行の内容に加え、公務員の氏名も原則開示

法人等に関する情報（現行法5条2号）

法人等が不公表を条件に行政機関へ任意に提出した情報を不開示する旨の規定を削除

審議・検討等に関する情報（現行法5条5号）

不正に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示する旨の規定を削除

問題点

- ・14日の開示期間では対応できないケースも多い。
- ・大量請求の場合、120日では作業が終わらず開示できない場合がある。

開示によって公共の安全と治安の維持に支障を及ぼすか否かの判断には、警察行政機関の有する専門的・技術的な判断が必要であり、裁判所が直接これを判断することは困難である。

インカメラ審理では、公安情報等の高度な機密情報について、裁判官のみならず裁判所職員も接する可能性がある。

職員やその家族が嫌がらせや報復されるおそれがあり、治安維持に重大な支障を及ぼしかねない。
(警察庁では警部以下、都道府県警察では原則、警部補以下氏名不開示)

現在、企業や法人等から、公にしないとの条件で技術情報をはじめ様々な情報の提供を受けているが、規定がなくなると、企業や法人等からの情報提供等が得られにくくなる。

各種施策の企画・立案の過程においては、機微な内容や不確実な情報も存在しており、審議・検討中の内容が公になると、不正に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

情報公開法改正に向けた動向

1 行政透明化検討チーム

座長:枝野幸男(行政刷新担当大臣)

座長代理:三宅 弘(弁護士)

事務局長:泉 健太(内閣府政務官)

逢坂誠二(首相補佐官)

階 猛(総務政務官)

渋谷秀樹(立教大学教授)

中島昭夫(桜美林大学講師)

橋本博之(慶應義塾大学教授)

藤原静雄(筑波大学大学院教授)

松村雅生(日本大学教授)

三木由希子(情報公開クリアリングハウス理事)

2 第1回検討会(4月20日(木))

枝野担当大臣から、

○「情報公開制度の方向性について」(情報公開法の改正案)

○「行政透明化検討チーム」の今後の予定

について説明があった後、検討チームメンバーから意見発表があつた。

3 今後の予定

○ 第2回会議(5月19日(水))

「情報公開制度の方向性について」について、各省庁の意見がある場合、会議に資料として配布され、内容が公表される予定。

○ 6月中を目途に5回程度集中的に検討会を開催し、情報公開法改正案の骨子を取りまとめていく。